

## 法律の対象範囲について

### 1. 法律の対象範囲が狭いことによる現状の問題点について

土壤汚染対策法第3条に基づき、有害物質使用特定施設が廃止される場合に調査義務が生じる。しかし、法律の対象範囲が狭く、我が国で実施される土壤汚染の調査、対策の大半が法律の対象外となっている。

法制度と自主的な調査、対策は相互に補完的な関係にあるとも考えられるが、法律の対象とならない部分について、以下のような問題点が考えられる。

土壤汚染のおそれがある土地であっても、いつまでも調査が行われない場合がある。このため、土壤汚染が判明しないまま放置されるおそれがある。

自主的調査により汚染が判明した場合、調査結果が公表されず、人の健康被害の防止のために必要な対策が講じられないおそれがある。

自主的な調査・対策については、行政がチェックする仕組みがなく、調査内容や対策内容の適切性が担保されない。

土壤汚染が判明しても指定区域に指定されず、除去以外の盛土や舗装等の対策がなされた場合（汚染が残っている場合）に、将来的な管理が担保されない。特に、土地売買で所有者が変更されたり、土地利用が変更されたりした際に、不適切に土壤汚染地が取り扱われるおそれがある。

不動産取引や再開発に当たって、土壤汚染地であることが当事者や利害関係者に認識されず、後にトラブルや民事的紛争が起こることが懸念される。

土壤汚染が判明しても指定区域に指定されないため、搬出される汚染土壤の処理に関して規制がなく、不適正に処理される懸念がある。

## 2 . 法律の対象範囲を拡大することについて

### ( 1 ) メリット

法律の対象範囲を拡大した場合、新たに対象となる部分に関して次のようなメリットが考えられる。

土壤汚染のおそれのある土地について、一定の機会に調査が行われることとなり、土壤汚染がある場合にはその存在が判明する。

土壤汚染が判明した場合は、指定区域に指定され、以後法律に基づいて人の健康被害の防止の観点から適切に管理がなされる。都道府県知事は、汚染状態に応じ、必要に応じて法律に基づき行政権限を発動できることになり、適切な対応が確保される。

指定区域に指定されることにより、土地売買や土地利用の変更に問わず、将来的な管理が確保される。不動産取引や再開発等の際に、関係者にあらかじめ情報が提供され、取引の際のトラブルが防止される。

指定区域に指定されることにより、汚染土地から搬出される汚染土壤に関して規制の対象となる。

### ( 2 ) 留意点

法律の対象範囲を拡大する場合、次のような留意点が考えられる。

企業の自主的な調査・対策に関する取組機運に水を差すおそれがある。

調査費用や対策費用など土地所有者等に負担が発生する。

土壤汚染が判明した場合に、公表されることにより周辺住民等から過剰な対策を求められることがある。

指定区域に対する不安感から、指定区域を解除するために掘削除去等が行われることがさらに多くなり、対策費用が高騰する。

☞ これらの留意点に関して次の論点が挙げられている。

- 2 . ( 1 ) サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策の促進方策について
- ( 6 ) 対策を推進するための各方面における経済的な方策について

